



睦合北公民館だより

各地区の公民館だよりは、厚木市のホームページ
(<https://www.city.atsugi.kanagawa.jp/>)
でご覧になれます。

令和6年6月1日号

編集・発行

厚木市立睦合北公民館・地区市民センター

所在地 厚木市三田2735-1

電話 046-241-1310

Fax 046-243-1010

E-Mail 0255@city.atsugi.kanagawa.jp

体育振興

ターゲット・バードゴルフ大会結果

春季健康まつり、ターゲット・バードゴルフ大会が、5月11日(土)、下川入ターゲット・バードゴルフ場を会場に、各自治会から40人の選手が参加して行われました。

当日は、時折り強い風が吹きましたが、晴天に恵まれ、参加した皆さんは、強風に負けないよう、日ごろの成果を発揮しながら、和気あいあいと元気にプレーを楽しんでいました。

競技を通じて地域住民相互のコミュニティづくり、健康づくりが図られたものと思います。

選手や応援の皆さん、自治会役員、体育振興委員の皆さん大変お疲れ様でした。



	団体	個人(男子)	個人(女子)
優勝	中三田第二自治会 【トータルスコア 356】	北原 守さん (中三田第二)【スコア86】	八田 崇子さん (中三田第二)【スコア80】
準優勝	上三田自治会 【トータルスコア 368】	安達 利勝さん (上三田)【スコア86】	中村 秀子さん (上三田)【スコア99】
第3位	棚沢自治会 【トータルスコア 394】	井上 久和さん (棚沢)【スコア88】	松井 和子さん (中三田第二)【スコア102】

☆ホールインワン賞☆

松古 六津雄さん(棚沢)

☆ドライビングコンテスト賞☆

男子 圓子 由弘さん(棚沢)

女子 八田 崇子さん(中三田第二)

☆ニアピン賞☆

男子 中村 健司さん(上三田)

女子 村岡 牧子さん(棚沢)

※同スコアの場合は年齢による

また、会場内で、ニュースポーツの「モルック」体験も行われました。

モルックは、フィンランド発祥のスポーツですが、睦合北地区では、モルックを地区内に広め、「モルックの地区(まち)睦合北」を目指して、スポーツの聖地づくりに努めています。

今後もいろいろな機会を捉えて、体験会を開催していく予定ですので、興味のある方は、体験してみたいかがでしょうか。ご参加お待ちしております。



モルックを体験する山口市長



子ども達の安全のため、見守り活動をしています。

睦合北地区自治会連絡協議会(会長 袖澤良春)及び睦合北地区地域づくり推進委員会(委員長 袖澤良春)では、三田小学校及び清水小学校の児童の登下校時に見守りをしているボランティアの方のために、児童が見守り隊と一目でわかるようお揃いの帽子とジャンパーを作製し、見守り活動時に着用しています。

ボランティアの方が高齢となってきましたので、お時間の都合がつく方は、この機会にぜひ見守り活動に参加をお願いいたします。

地域の子どもたちの成長を地域みなさんで見守りましょう。



～各種証明書の取得はコンビニ交付が便利です～

マイナンバーカードをお持ちの方は、コンビニエンスストア等のマルチコピー機で証明書が取れます。

【利用できる場所】 マルチコピー機が設置されている全国のコンビニエンスストア等（一部除く）

【取得できる証明書及び手数料】

- ・住民票の写し：300円（現在住民でない方の住民票（除票）は取得できません。）
- ・印鑑登録証明書：300円
- ・戸籍謄本・抄本：450円
- ・戸籍の附票：300円
- ・最新年度の市・県民税（課税・非課税）証明書：300円
（現在住民でない方の市・県民税（課税・非課税）証明書は取得できません。）

【利用時間】

- ・午前6時30分から午後11時00分まで
（住民票の写し、印鑑登録証明書、市・県民税（課税・非課税）証明書）
- ・午前9時00分から午後7時30分まで《平日のみ》（戸籍謄本・抄本、戸籍の附票）

【市ホームページQRコード】



← コンビニ交付の利用方法やシステムメンテナンスなどによるサービス停止情報を掲載しています。



【問合せ】 市民課 電話：225-2110（住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍謄本・抄本、戸籍の附票）
市民税課 電話：225-2012（市・県民税（課税・非課税）証明書）

☆「かなちゃん手形」購入費助成の御案内☆

市では「かなちゃん手形（1年券10,800円）」の購入費用のうち、7,800円を助成します。（自己負担額3,000円）対象者（令和6年4月1日現在厚木市在住で、令和6年度内に満70歳以上の方）には前もって市から御案内を郵送しますので、受付日程及び受付会場等を御確認ください。

また、当日は高齢者タクシー利用券の申請も受け付けます。

【睦合北地区市民センター（公民館）での受付】

6月18日（火）午前9時30分から午後3時30分まで

【問合せ】福祉総合支援課 電話 225-2220



～自転車は車のなかま～ ルールを守って安全運転!!

自転車は、道路交通法では軽車両に位置付けられており、「車のなかま」です。

法令違反をした場合は罰則もあり、最も重い場合「5年以下の懲役又は100万円以下の罰金（酒気帯び運転等の禁止）」となります。

また、今国会において、道路交通法が改正され、信号無視・一時不停止・通行区分違反（右側通行など）・運転中のスマートフォンや携帯電話の使用などの違反をした場合、16歳以上の運転者に交通反則切符（青切符）が交付されるようになります。（交付から2年以内に施行）

道路を通行するときは、「車」として、交通ルールを守るとともに交通マナーを実践するなど、安全運転を心がけましょう。

○自転車関連事故の件数及び特徴

令和5年中の自転車関連事故の件数（全国）は、72,339件で前年より2,354件増加しました。

全交通事故に占める割合は平成29年以降増加傾向にあります。

また、自転車関連の死亡・重傷事故の相手方は、その約76%が自動車で最も多くなっています。

自転車と自動車の事故のうち、出会い頭衝突による事故が約55%で最も多く発生しており、このような事故では自転車側にも安全不確認や一時不停止等の違反が多く見受けられます。



《自転車安全利用五則》

- 1 自転車は車道通行が原則・道路の左側に沿って通行・歩道は例外・歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認してから横断
- 3 夜間はライトを点灯・自転車に乗る前にライトの点検
- 4 お酒を飲んだ時は、自転車に乗らない。
- 5 自転車に乗るときはヘルメットを着用
幼児・児童を乗せるときや幼児・児童が運転するときはヘルメットかぶらせる